# 第1回 延岡西臼杵地域医療構想調整会議 資 料

日時:平成29年3月17日(金)

午後2時00分~

場所:延岡保健所 2階 講堂

## 目 次

1	宮崎県地域医療構想の概要(地域医療介護総合確保をの概要を含む)について (資料1)	基金
	••••••••••	1
2	今後の調整会議の進め方について (資料3)	1 1
	参考資料 ・延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱 	1 5
	要綱改正案 ・延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱 	1 9
[	【別冊】 ・宮崎大学医学部の調査事業について (資料2)	

## 【別冊】

• 宮崎県地域医療構想

資料1

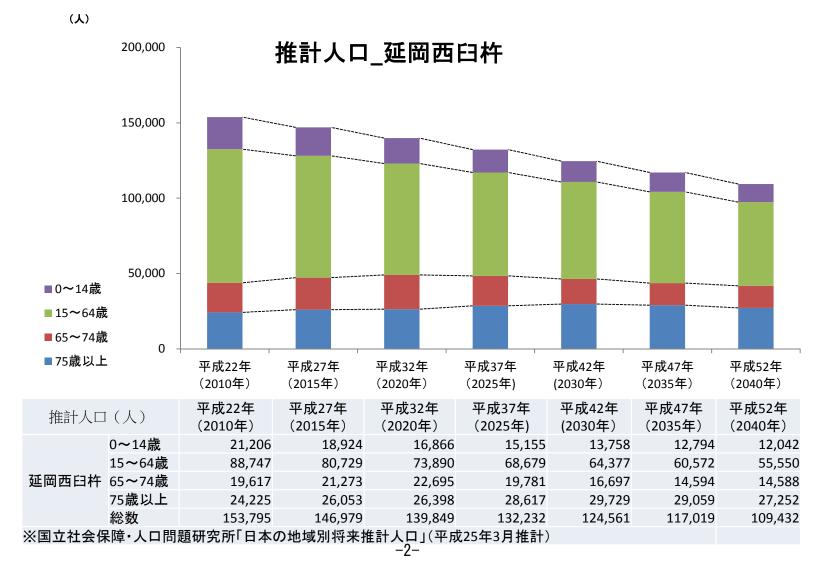
平成29年3月17日(金) 延岡西臼杵地域医療構想調整会議

# 宮崎県地域医療構想の概要について

宮崎県福祉保健部医療薬務課

# 将来予測(推計人口)\_延岡西臼杵

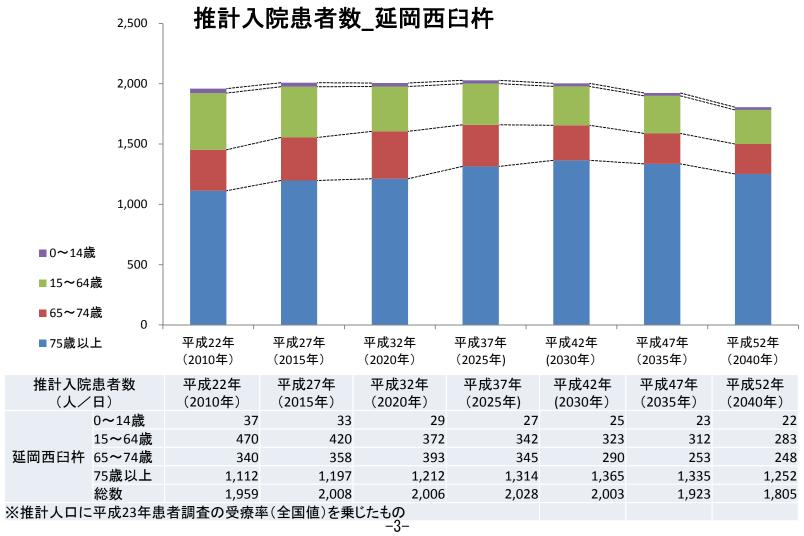
2020年に65歳以上人口はピークを迎え、その後は減少。



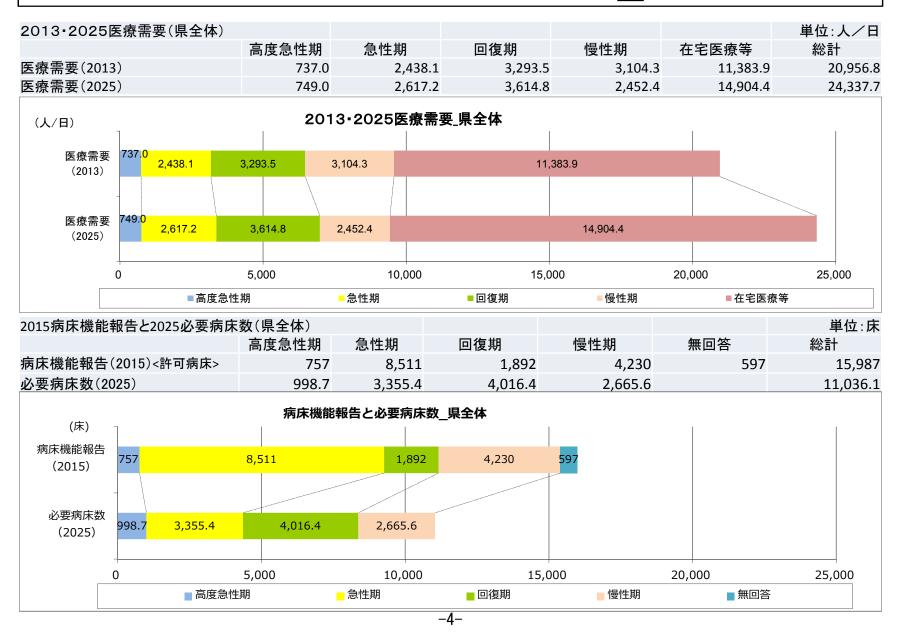
# 将来予測(推計入院患者数)\_延岡西臼杵

65歳以上入院患者数、総数ともに2025年にピークを迎える。

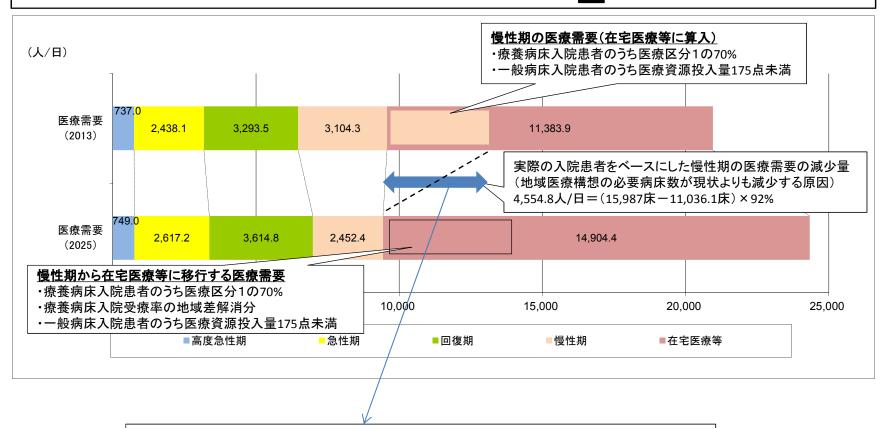
(人/日)



# 医療需要と必要病床数\_県全体

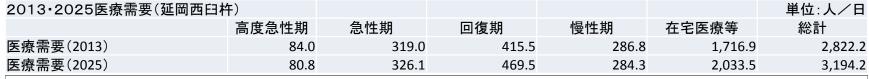


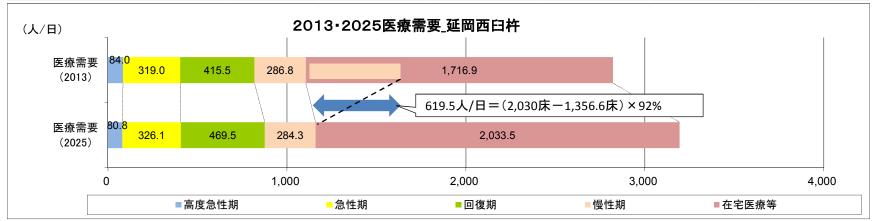
# 2013-2025医療需要\_県全体



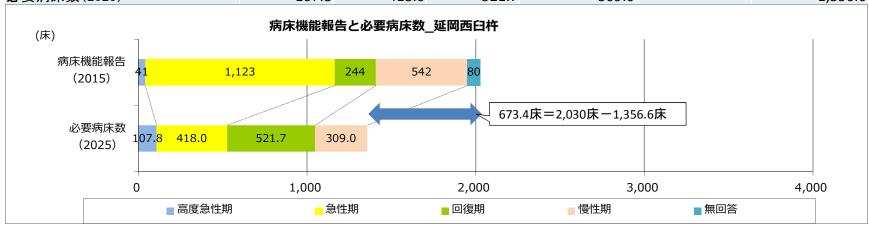
- く実際的な見直し内容>
- ○療養病床の見直し ←療養病床入院患者のうち医療区分1の70%
- •医療療養病床(療養病棟入院基本料2)
- •介護療養病床
- 〇一般病床入院患者のうち医療資源投入量175点未満の在宅医療等への移行
- ○その他 ←療養病床入院受療率地域差解消分

# 医療需要と必要病床数\_延岡西臼杵



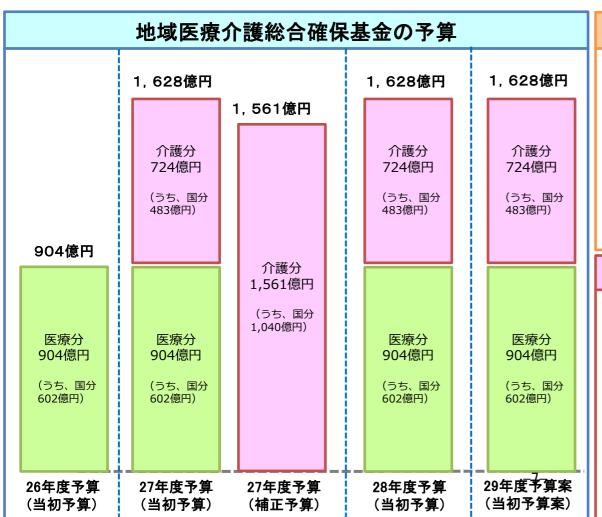


2015病床機能報告と2025必要病床数	(延岡西臼杵)					単位:床
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答	総計
病床機能報告(2015)<許可病床>	41	1,123	244	542	80	2,030
必要病床数(2025)	107.8	418.0	521.7	309.0		1,356.6



## 地域医療介護総合確保基金の平成29年度予算案について

- 〇 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。
- 〇 地域医療介護総合確保基金の平成29年度予算案は、公費ベースで1,628億円(医療分904億円(うち、国分602億円)、介護分724億円(うち、国分483億円))



### 地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4 を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業としている。

### 今後のスケジュール(案)

【平成29年度当初予算案(医療分及び介護分)】

29年1月~ (※都道府県による関係者からのヒアリング等の実施)

3月~ 国による都道府県ヒアリング等の実施

予算成立後 基金の交付要綱等の発出

4月以降 都道府県へ内示

(注)このスケジュールは現時点での見込みであり、今後、変更があり得る。

## 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業について

### 【事業概要】

病床機能の転換等を図る医療機関の施設・設備整備費用の一部を補助し、地域における医療機能の分化・連携等を促進する。

(1) 施設整備費の補助

病床機能や地域における医療機能の分化・連携等に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。(補助基準額の2分の1以内)

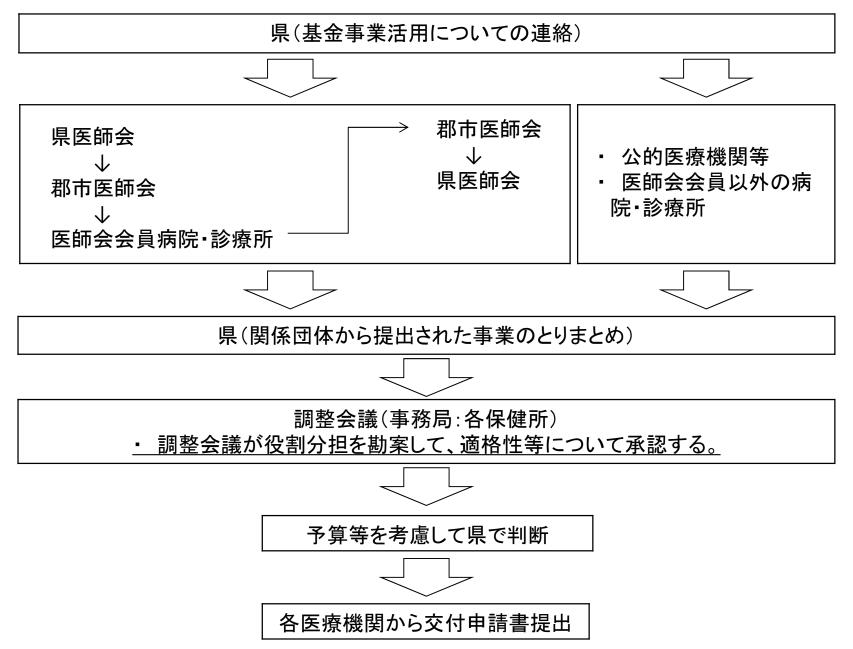
(2) 設備整備費の補助

病床機能や地域における医療機能の分化・連携等に必要な医療機器等の購入費の一部を補助する。(補助基準額の2分の1以内)

### 【補助対象となる事業例】

- ・ 将来過剰になると見込まれる急性期から不足すると見込まれる回復期へ病床機能を転換するため、病棟の改修を実施する。
- ・ 調整会議で合意に至った役割分担(急性期●●床、回復期■■床)により必要となる施設の増改築を実施する。
- ※ 全ての事業例において、調整会議の決定事項や、各医療機関の行う病床機能報告との整合性が重要となる。

## 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業の活用の流れ



# 今後の議論のポイント

- ① 病床機能報告における急性期機能から回復期機能への転換について
- ② 病床機能報告制度上における「地域包括ケア病棟」の病床機能の取り扱いについて
- ③ 慢性期機能に関する医療提供体制の構築について

④ 在宅医療等の需要の増大に伴う医療と介護の連携について

### 今後の調整会議の進め方について

### 地域医療構想における調整会議の役割|

- 調整会議は、構成員間において地域の課題等を共有し、その課題等に対 応するための協議を行う場であり、関係者の自主的な取組を基本として、 関係者相互の協議及び調整を行う。
- (2) 将来において不足が見込まれる医療機能の充実などの課題解決のため、 地域医療介護総合確保基金事業の活用も視野に入れた検討を行う。

#### 2 調整会議における協議の手順

- (1) 医療提供体制の現状と将来の姿についてのメンバー間での認識の共有
  - ① 情報に基づく地域の医療提供体制の現状

(情報例) ・病床機能報告制度による情報

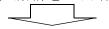
- ・厚生労働省が提供するデータブック
- ・調整会議関係者が提供する情報 など
- ② 地域医療構想に基づく将来の医療需要と必要病床数の推計値

[確認・協議をしていただくこと]

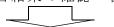
議論の進め方や方針の確認 (会議の開催時期、基本構成員以外の参加者の決定など)



・ 宮崎県地域医療構想の内容の確認



病床機能報告結果の確認・協議



- 構想の数値と病床機能報告結果との比較
- ・宮崎大学の鈴木先生から提供される資料による病床機能報告結果とは違 った医療資源投入量による各医療機関の病床機能等との比較。



- ・現状の医療提供体制について認識を共有 (変更があれば協議書を追加又は修正)
- (2) 構想区域内の実情を把握しながら地域の課題を抽出

- (課題例) ・医療機関の配置状況
  - 医療従事者の供給体制
  - ・医療機関へのアクセスの状況 など

※ 延岡西臼杵地域特有の課題の抽出。

[具体的な地域の課題例]

- ・医療需要がピーク後に減少に転じることを踏まえた検討が必要。
- ・医療提供の効率化に関する方針の検討が必要。
  - → 一般病床については、慢性期を構想どおり在宅医療等に移行せる のか?
- ・回復期、慢性期及び在宅医療等を中心とした病院間の協議や調整が必要。
- ・患者住所地ベースで算定した回復期、慢性期の医療需要については、区域間移動に係る協議や調整の方法の検討が必要。
  - → 患者の流出入に係る構想区域間の調整の場を設けるのか。合同会議とするのか。また、その際の参加者は?
- ・地域包括ケア病棟 (病床) の病床機能区分の選択方法の検討が必要。 など
- (3) 病床の機能分化及び連携のあり方についての議論
  - ① 各医療機関の機能(病床機能)についての地域での役割の明確化
    - 地域で担うことができる機能はどこまでか。
    - ・将来的にどのような体制を構築していくのか。

[議論していただくこと]

※ 医療機関のみの協議で実施。

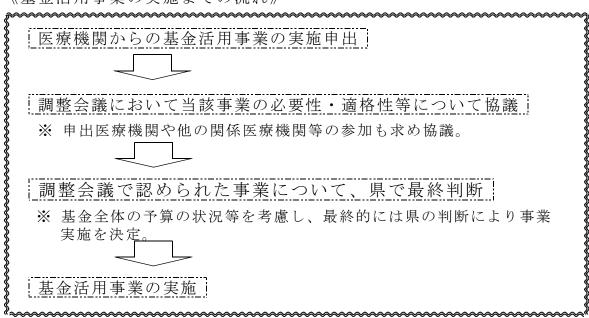
- ・各医療機関の詳細な病床機能の認識
- ・疾病等の中心的な役割を果たす病院(基幹病院)の検討
- ・基幹病院を中心とする連携体制の検討
- 連携体制を基に機能毎の役割を検討
- ※ 調整会議において協議。



- ・関係者の理解を得た上で、各医療機関の役割を協議書に明記
- ・関係者と保健所長(立会人)が署名
  - ※ 延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱第3条第3項及び第4項
- ② 医療機関の役割分担の周知
  - ・患者、住民への啓発・周知方法の検討

- ③ 2025年までの工程表の作成
  - ・医療供給体制の構築に係る2025年までの工程表を作成し、関係者間の認識の共有を図る。
- (4) 地域医療介護総合確保基金を活用した事業
  - ① 将来の医療供給体制の構築に必要な取組について、基金の活用も視野に入れ検討。(新たな事業の提案)
  - ② 病床機能転換等のための施設・設備整備支援について、基金の活用を検討。(実施中の事業の活用)。
    - · 病床機能等分化 · 連携促進基盤整備事業等

《基金活用事業の実施までの流れ》



(5) 実施事業の成果の把握

実施した事業について、地域においてどのような成果が得られているのかを把握し、今後、さらに取り組むべき事項等について検討する。

[取組の流れ]

・事業実施について成果を把握
・今後、取り組むべき事項等について検討
・とりまとめの結果を協議書に追加又は修正

#### 3 調整会議の開催

- (1) 会議は、延岡保健所長(以下「保健所長」)の招集により開催する。※ 延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱第2条第1項
- (2) 会議は、原則として公開とする。

ただし、患者情報や医療機関の経営に関する情報、その他の個人情報を 扱う場合は非公開とする。

- ※ 延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱第2条第2項
- 3) 会議開催の目安としては、概ね年3回程度とする。 ただし、基本構成団体の代表者から開催の要請があった場合は、保健所 長は、調整会議の開催に努めるものとする。
  - ※ 延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱第2条第4項
- (4) 会議への参加者は、基本的には基本構成団体代表者となるが、会議での協議内容、地域の実情等から必要があると認められる場合は、保健所長は、 参加を求める関係者を変更することができる。
  - ※ 延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱第2条第6項
- (5) 協議事項のうち、関係者の合意が必要な事項については、合理的に整理 ・保管できるよう別途、事務局において形式を整理するなど工夫するもの とする。
  - ※ 延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱第3条第3項

#### 4 医療機関のみの協議の実施

「各医療機関の機能(病床機能)についての地域での役割の明確化を図るための医療機関のみの協議の場」として、調整会議の中に別途、ワーキンググループを設ける。

※ ワーキンググループの設置は、関係する団体や医療機関のメンバーを中心として、保健所長が調整する。

#### 5 基礎資料作成のための協力等

- (1) 調整会議の関係者は、宮崎大学が作成する基礎資料に係るデータを提供するなど積極的な情報提供に努めるものとする。
- (2) 調整会議の関係者は、様々なデータを活用しながら、地域の医療供給体制のあり方について議論するものとし、その内容は、患者や住民に分かりやすいものとなるよう努めるものとする。

#### 延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき設置する延岡西臼杵地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

#### (調整会議の開催)

- 第2条 調整会議は、延岡保健所長(以下「所長」という。)が関係者を招集して開催する。
- 2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報その他の個人情報を扱う場合はこの限りでない。
- 3 所長が、調整会議への参加を求める第1項の関係者は、別表に掲げる団体の代表者 (委任を受けた者及び代理人を含む。以下「基本構成団体代表者」という。)とする。
- 4 基本構成団体代表者から開催の要請があった場合には、所長は調整会議の開催に努めなければならない。
- 5 前項の場合において、基本構成団体代表者は、協議事項を明確にするとともに、文 書をもって開催の要請をしなければならない。
- 6 第3項にかかわらず、協議事項、地域の実情等から必要があるとき又は医療法に基づき調整会議に参加するよう求める場合には、所長は、参加を求める関係者を変更することができる。
- 7 所長は、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聞き、又は賛否を問うことができる。

#### (協議事項等)

- 第3条 調整会議の参加関係者は、次に掲げる事項について情報の共有又は協議を行う。
  - (1) 地域医療構想の策定に関すること
  - (2) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
  - (3) 病床機能報告制度による情報に関すること
  - (4) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること
  - (5) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携その他の地域医療構想の推進に関すること
- 2 前項に掲げる事項について協議が調った場合は、関係者はその実施に努めるものとする。
- 3 第1項の協議事項のうち関係者の合意が必要な事項については、合意文書を作成し、 関係者の記名押印の上、延岡保健所で保管する。
- 4 前項の場合においては、所長は立会人として記名押印するものとする。

(議長)

- 第4条 調整会議に、議長を置く。
- 2 議長は、基本構成団体代表者の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の議事を主宰する。

(議長の職務代理者)

- 第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、議長の職務代理者を参加関係者の互選により定める。
  - (1) 議長に事故があるとき
  - (2) 利益相反となるとき
  - (3) 第2条第6項の規定により参加者が変更されたことで、議長がいないとき
  - (4) その他の事情により議長が欠けたとき

(合同開催)

- 第6条 調整会議は、別の構想区域で設置された地域医療構想調整会議(以下「別区域調整会議」)と合同で開催することができる。
- 2 合同開催する場合は、この要綱の定めに関わらず、所長は、別区域調整会議の事務 局と協議の上、開催方法等について別に定める。

(記録及び公表)

- 第7条 調整会議の協議内容の要旨については、議事録を作成し、宮崎県庁ホームページ等で公表する。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報を扱う場合その他の個人情報等に係る内容についてはこの限りでない。
- 2 議事録には、参加関係者のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人が署名押印しなければならない。
- 3 この条については、第2条第7項の書面協議の場合は適用しない。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、延岡保健所に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

#### 別表 (第2条関係)

#### 団 体 名 等

- 一般社団法人延岡市医師会
- 一般社団法人西臼杵郡医師会
- 一般社団法人延岡市歯科医師会
- 一般社団法人西臼杵郡歯科医師会
- 一般社団法人延岡市西臼杵郡薬剤師会

公益社団法人宮崎県看護協会延岡·西臼杵地区

公益社団法人全日本病院協会宮崎県支部

一般社団法人日本医療法人協会宮崎県支部

宮崎県保険者協議会

県立延岡病院

延岡市

高千穂町

日之影町

五ヶ瀬町

#### 延岡西臼杵地域医療構想調整会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、医療法第30条の14の規定に基づき設置する延岡西臼杵地域医療構想調整会議(以下「調整会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定める。

#### (調整会議の開催)

- 第2条 調整会議は、延岡保健所長(以下「所長」という。)が関係者を招集して開催する。
- 2 調整会議は、原則として公開するものとする。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報その他の個人情報を扱う場合はこの限りでない。
- 3 所長が、調整会議への参加を求める第1項の関係者は、別表に掲げる団体の代表者 (委任を受けた者及び代理人を含む。以下「基本構成団体代表者」という。)とする。
- 4 基本構成団体代表者から開催の要請があった場合には、所長は調整会議の開催に努めなければならない。
- 5 前項の場合において、基本構成団体代表者は、協議事項を明確にするとともに、文書をもって開催の要請をしなければならない。
- 6 第3項にかかわらず、協議事項、地域の実情等から必要があるとき又は医療法に基づき調整会議に参加するよう求める場合には、所長は、参加を求める関係者を変更することができる。
- 7 所長は、やむを得ない理由により会議を開く時間的余裕がないとき、又は書面による協議をもって足りると認めるときは、協議事項の概要を記載した書類を関係者に配付してその意見を聞き、又は賛否を問うことができる。

#### (協議事項等)

- 第3条 調整会議の参加関係者は、次に掲げる事項について情報の共有又は協議を行う。
  - (1) 地域医療構想の策定に関すること
  - (2) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関すること
  - (3) 病床機能報告制度による情報に関すること
  - (4) 地域医療構想の実現に向けた地域医療介護総合確保基金の活用に関すること
  - (5) 在宅医療を含む地域包括ケアシステム、医療従事者の確保、診療科ごとの連携その他の地域医療構想の推進に関すること
- 2 前項に掲げる事項について協議が調った場合は、関係者はその実施に努めるものと する。
- 3 第1項の協議事項のうち関係者の合意が必要な事項については、合意文書を作成し、 関係者の記名押印の上、延岡保健所で保管する。
- 4 前項の場合においては、所長は立会人として記名押印するものとする。

#### (議長)

- 第4条 調整会議に、議長を置く。
- 2 議長は、基本構成団体代表者の互選によりこれを定める。
- 3 議長は、調整会議の議事を主宰する。

(議長の職務代理者)

- 第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、議長の職務代理者を参加関係者の互選により定める。
  - (1) 議長に事故があるとき
  - (2) 利益相反となるとき
  - (3) 第2条第6項の規定により参加者が変更されたことで、議長がいないとき
  - (4) その他の事情により議長が欠けたとき

(合同開催)

- 第6条 調整会議は、別の構想区域で設置された地域医療構想調整会議(以下「別区域調整会議」)と合同で開催することができる。
- 2 合同開催する場合は、この要綱の定めに関わらず、所長は、別区域調整会議の事務 局と協議の上、開催方法等について別に定める。

(ワーキンググループの設置)

- 第7条 調整会議は、各医療機関の機能(病床機能)について、地域での役割の明確化 を図るための医療機関の協議の場として、調整会議の中にワーキンググループを設置 する。
- 2 ワーキンググループの運営に係る詳細は、ワーキンググループにおいて別途定める。

(記録及び公表)

- 第<u>8</u>条 調整会議の協議内容の要旨については、議事録を作成し、宮崎県庁ホームページ等で公表する。ただし、患者情報、医療機関の経営に関する情報を扱う場合その他の個人情報等に係る内容についてはこの限りでない。
- 2 議事録には、参加関係者のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人が署名押印しなければならない。
- 3 この条については、第2条第7項の書面協議の場合は適用しない。

(事務局)

第9条 調整会議の事務局は、延岡保健所に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 別表 (第2条関係)

#### 団 体 名 等

- 一般社団法人延岡市医師会
- 一般社団法人西臼杵郡医師会
- 一般社団法人延岡市歯科医師会
- 一般社団法人西臼杵郡歯科医師会
- 一般社団法人延岡市西臼杵郡薬剤師会

公益社団法人宮崎県看護協会延岡·西臼杵地区

公益社団法人全日本病院協会宮崎県支部

一般社団法人日本医療法人協会宮崎県支部

宮崎県保険者協議会

県立延岡病院

延岡市

高千穂町

日之影町

五ヶ瀬町

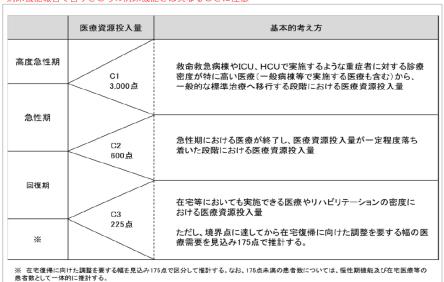
## 宮崎大学医学部の調査事業について

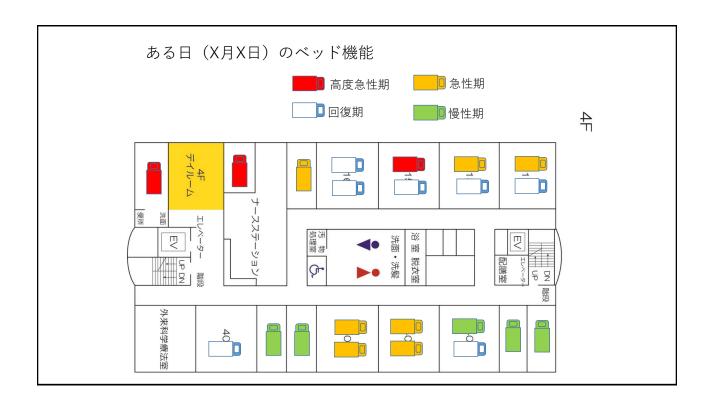
# 地域医療構想調整会議 (延岡地区)

宮崎大学医学部附属病院地域医療連携センター 鈴木 斎王 小川 泰右

### 資源投入量に基づく病床利用区分(病床機能)

#### 病床機能報告で言うところの病床機能とは異なることに注意





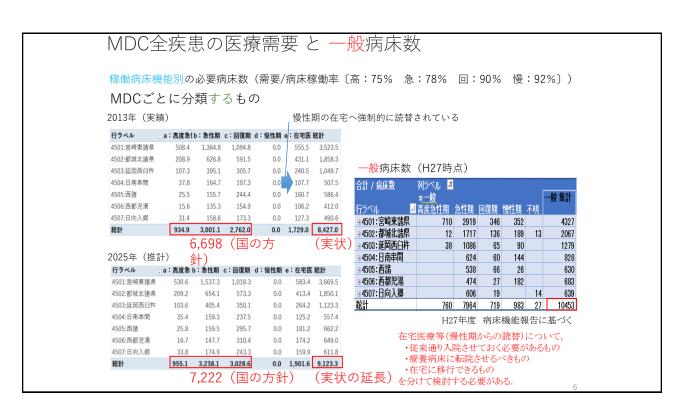
## 病床機能の分布

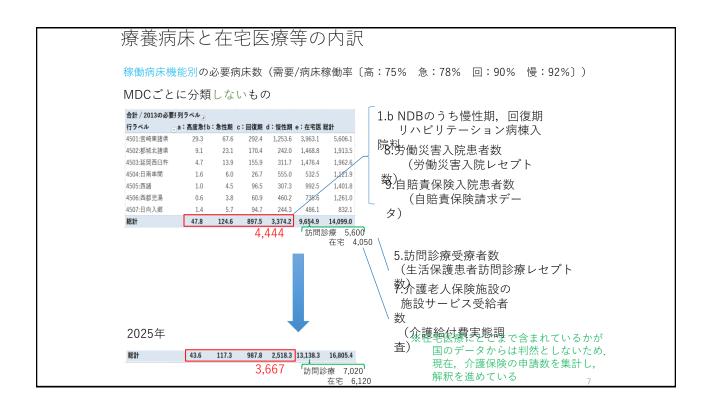
(講習会での自院データの解析 2016年3月)

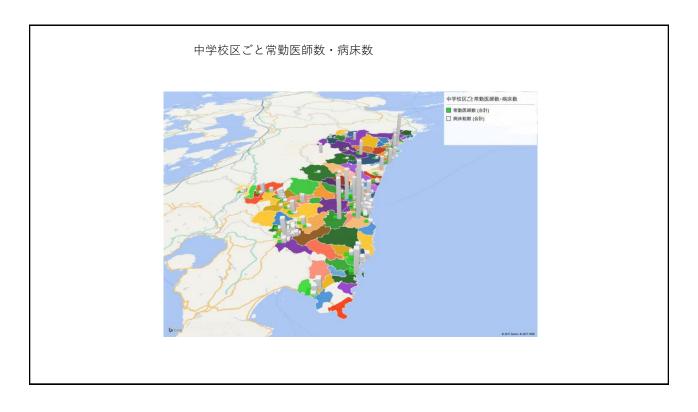
	高度 急性期	急性期	回復期	慢性期
宮崎大学附属病院	16.1%	28.7%	34.5%	20.7%
都城市郡医師会病院	16.2%	41.8%	24.9%	17.1%
宮崎 <b>市郡医師会病院</b>	14.9%	41.5%	21.0%	22.6%

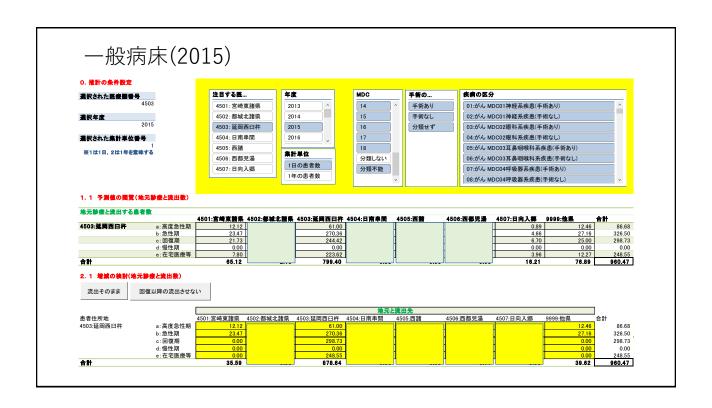
4

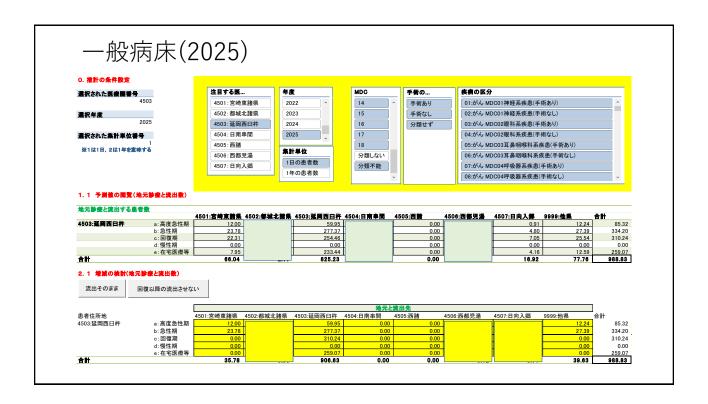


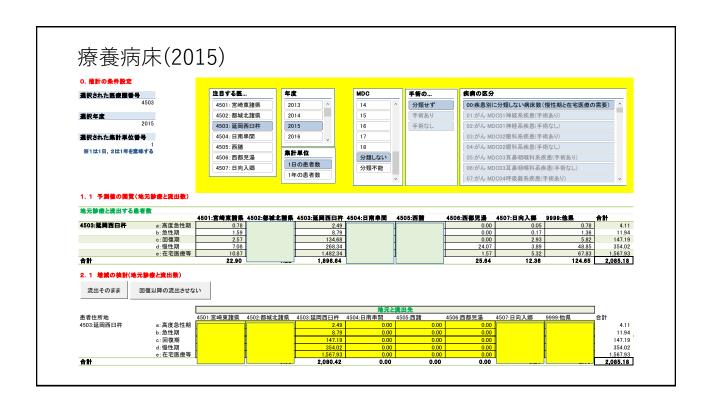


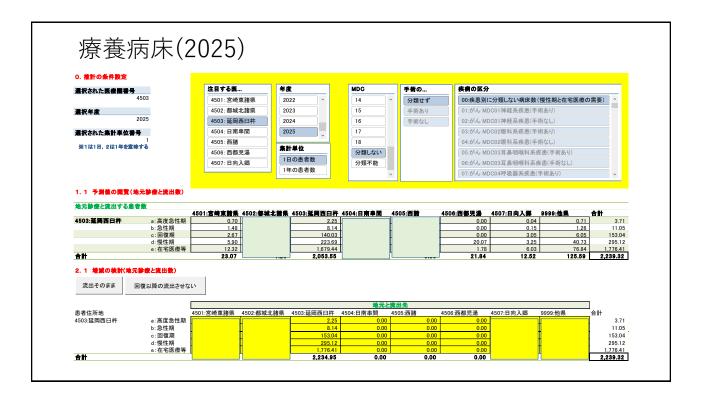












般病床(201	.5)					- カロラ	、患者	1 ダヘ
流入してくる農者数						,, , , , ,		1 / / .
加入している原名数		4501.宮崎市路里	4502:都城北諸県	4504.日南島間	4505:西籍	4506:西都児湯	4507:日向入郷	슴計
4503:延岡西臼杵	a:高度急性期	0.45		0.00	0.01	0.23	13.59	14.32
	b:急性期	0.67	0.06	0.00	0.02	0.77	31.91	33.43
	c:回復期	0.56	0.08	0.00	0.00	0.43	25.69	26.76
	d:慢性期	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	e:在宅医療等	1.28	0.10	0.00	0.00	0.32	12.10	13.80
合計		2.96	0.28	0.00	0.03	1.76	83.29	88.32
般病床(202	25)							
流入してくる患者数	.07							
		4501:宮崎亨姆県	4502:都城北諸県	4504:日南島間	4505:西籍	4506:西都児湯	4507:日向入郷	合計
4503:延爾西臼杵	a:高度急性期	0.40	0.04	0.00	0.01	0.38	15.25	16.08
	b: 急性期	0.71	0.06	0.00	0.02	0.87	33.94	35.60
	c:回復期	0.60	0.08	0.00	0.00	0.51	26.97	28.16
	d:慢性期	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	d:慢性期 e:在宅医療等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 13.26	15.24
<b>針</b> 養養病床(20	e:在宅医療等							
會計 養病床(20 流入してぐる患者数	e:在宅医療等	1.50 3.21	0.11 0.28	0.00	0.00	0.38	13.26 89.42	15.24
養病床(20	e:在宅医療等	1.50 3.21	0.11	0.00	0.00	0.38 2.13	13.26 89.42	15.24 <b>95.08</b>
養病床(20 流入してぐる患者数	e:在宅医療等 15)	1.50 3.21 4501:宮崎東諸県	0.11 0.28 4502:都城北腊県	0.00 0.00	0.00 0.03 4505:西諸	0.38 2.13 4506:西都児湯	13.26 89.42 4507:日向入郷	15.24 95.08
養病床(20 流入してぐる患者数	e:在宅医療等 15) a:高度急性期	1.50 <b>3.21</b> <b>4501:宮崎東腊県</b> 0.01	0.11 0.28 4502:都城北腊県 0.00	0.00 <b>0.00</b> <b>4504:日南阜間</b> 0.00	0.00 <b>0.03</b> <b>4505:西第</b>	0.38 <b>2.13</b> <b>4506:西都児湯</b> 0.02	13.26 <b>89.42</b> <b>4507:日向入郷</b> 0.74	15.24 95.08 合計
養病床(20 流入してぐる患者数	e: 在宅医療等  15)  a: 高度急性期 b: 急性期	1.50 3.21 4501:宮崎東諸県 0.01 0.04	0.11 <b>0.28</b> <b>4502:都城北階県</b> 0.00 0.00	0.00 0.00 4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00	0.00 <b>0.03</b> <b>4505:西節</b> 0.00 0.00	0.38 2.13 4506:西都児湯 0.02 0.29 0.00 1.82	13.26 <b>89.42</b> <b>4507:日向入郷</b> 0.74 1.55	15.24 95.08 合計 0.77 1.88
養病床(20 流入して〈る患者散 4503:延岡西日井	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 c:回復期	1.50 3.21 4501:宮崎東麓県 0.01 0.04 0.24 1.11 3.40	0.11 0.28 4502:都城北階県 0.00 0.00 0.63	0.00 0.00 4504:日南丰関 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	0.00 0.03 4505:西館 0.00 0.00 0.00 0.00	0.38 2.13 4506:西都児湯 0.02 0.29 0.00 1.82 3.57	13.26 89.42 4507:日向入郷 0.74 1.55 3.68 5.22 21.16	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85
養病床(20 流入してくる患者数 4503:延岡西日井	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性明 e:在宅医療等	1.50 3.21 4501:宮崎東藤県 0.01 0.04 0.24 1.11	0.11 0.28 4502:都城北階県 0.00 0.00 0.63 0.00	0.00 0.00 4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00	0.00 0.03 4505:西緒 0.00 0.00 0.00	0.38 2.13 4506:西都児湯 0.02 0.29 0.00 1.82	13.26 89.42 4507:日向入郷 0.74 1.55 3.68 5.22	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15
養病床(20 流入してくる患者数 4503:延岡西日井	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性明 e:在宅医療等	1.50 3.21 4501:宮崎東麓県 0.01 0.04 0.24 1.11 3.40	0.11 0.28 4502:都城北階県 0.00 0.00 0.63 0.00 0.00	0.00 0.00 4504:日南丰関 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	0.00 0.03 4505:西館 0.00 0.00 0.00 0.00	0.38 2.13 4506:西都児湯 0.02 0.29 0.00 1.82 3.57	13.26 89.42 4507:日向入郷 0.74 1.55 3.68 5.22 21.16	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85
養病床(20 素入してくる患者数 4503.延剛西日井 金計 素養病床(20)	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性明 e:在宅医療等	1.50 3.21 4501:宮崎東麓県 0.01 0.04 0.24 1.11 3.40	0.11 0.28 4502:都城北階県 0.00 0.00 0.63 0.00 0.00	0.00 0.00 4504:日南丰関 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	0.00 0.03 4505:西館 0.00 0.00 0.00 0.00	0.38 2.13 4506:西都児湯 0.02 0.29 0.00 1.82 3.57	13.26 89.42 4507:日向入郷 0.74 1.55 3.68 5.22 21.16	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85
養病床(20 流入してくる患者数 4503:延岡西日井	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性明 e:在宅医療等	1.50 3.21 4501:宮崎東諸県 0.01 0.04 0.24 1.11 3.40 4.79	0.11 0.28 4502:都城北階県 0.00 0.00 0.63 0.00 0.00	4504:日南中間 0.00 4504:日南中間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.72 0.72	0.00 0.03 4505:西館 0.00 0.00 0.00 0.00	0.38 2.13 4506:西都児湯 0.02 0.29 0.00 1.82 3.57	13.26 89.42 4507:日向入鄉 0.74 1.55 3.88 5.22 21.16 32.35	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85
養病床(20 素入してくる患者数 4503.延剛西日井 金計 素養病床(20)	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性明 e:在宅医療等	1.50 3.21 4501:宮崎東諸県 0.01 0.04 0.24 1.11 3.40 4.79	0.11 0.28 4502:都就北部県 0.00 0.00 0.03 0.03 0.00 0.00 0.00	4504:日南中間 0.00 4504:日南中間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.72 0.72	4505:西蘭 0.00 4505:西蘭 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4508:西都児達 4508:西都児達 0.02 0.29 0.00 1.82 3.57 5.70	13.26 89.42 4507:日向入鄉 0.74 1.55 3.88 5.22 21.16 32.35	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85 44.19
養病床(20 流入してくる患者数 4503:延問西日井 合計 素養病床(20 流入してくる患者数	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等	1.50 3.21 4501:宮崎東麓県 0.01 0.04 0.24 1.11 3.40 4.79	0.11 0.28 4502:椰绒北腊県 0.00 0.00 0.03 0.00 0.03 0.03	0.00 0.00 4504:日南年間 0.00 0.00 0.00 0.72 0.72	0.00 0.03 4505:西緒 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4506:西都児達 0.02 0.29 0.00 1.82 3.57 5.70	13.26 89.42 4507:日向入鄉 0.74 1.55 3.68 5.22 2.11.6 32.35	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85 44.19
養病床(20 流入してくる患者数 4503:延問西日井 合計 素養病床(20 流入してくる患者数	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性期 e:在宅医療等  25)	1.50 3.21 4501:宮崎東諸県 0.01 0.04 0.24 1.11 3.40 4.79	0.11 0.28 4502:都城北階県 0.00 0.03 0.03 0.00 0.08 0.08 4502:都城北階県	4504:日南阜間 0.00 0.00 4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.72 0.72 0.72	4505:西館 4505:西館 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 4505:西館	4506:西都児湯 4506:西都児湯 0.02 0.02 0.03 1.82 3.57 5.70	13.26 89.42 4507:日向入郷 0.74 1.55 3.688 5.22 21.16 32.35	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85 44.19
養病床(20 流入してくる患者数 4503:延問西日井 合計 素養病床(20 流入してくる患者数	e:在宅医療等  15)  a:高度急性期 b:急性期 c:回復期 d:慢性明 c:在宅医療等  25)  a:高度急性期 b:急性期	1.50 3.21 4501:宮崎東諸県 0.01 0.04 1.11 3.40 4.79 4501:宮崎東諸県 0.01	4502:都城北龍県 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.03 0.00 0.03 4502:都城北龍県	4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.72 0.72 0.72	4505:西鮮 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00	4506:西都児潘 0.02 0.29 0.29 1.82 3.57 5.70 4506:西都児遜	13.26 89.42 4507:日向入郷 0.74 1.55 3.68 5.22 21.16 32.35 4507:日向入郷	15.24 95.08 合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85 44.19
養病床(20 流入してくる患者数 4503:延問西日井 合計 素養病床(20 流入してくる患者数	e: 在宅医療等  15)  a: 高度急性期 b: 急性期 c: 回復期 d: 慢性明 e: 在宅医療等  25)  a: 高度急性期 b: 急性期 b: 急性期 c: 回復期	1.50 3.21 4501:宮崎東諸県 0.04 0.24 1.11 3.40 4.79 4501:宮崎東諸県 0.01 0.04	4502:都球北醋果 0.00 0.00 0.00 0.03 0.00 0.03 4502:都球北醋果 0.00 0.00	4504:日南阜間 0.00 0.00 4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00 0.72 0.72 4504:日南阜間 0.00 0.00 0.00	4505:西館	4508:西都児達 4508:西都児達 0.02 0.29 0.00 1.82 3.575 5.70 4508:西都児達 0.02 0.29 0.00	13.26 89.42 4507:日向入鄉 0.74 1.55 3.688 5.22 21.16 32.35 4507:日向入鄉 0.70 1.49	合計 0.77 1.88 4.54 8.15 28.85 44.19 合計 0.73 1.81 4.91

#### MDCごとの診療科対応表

	がん	手術あり	手術なし
MDC01	脳外科	脳外科・麻酔科	脳外科・神経外科・ リハビリテーション科
MDC02	眼科	眼科	眼科
MDC03	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉科
MDC04	呼吸器(内科・外科)	呼吸器外科	呼吸器内科
MDC05	_	循環器科 (内科・外科)	循環器科 (内科・外科)
MDC06	消化器(内科・外科)	消化器(内科・外科)	消化器(内科・外科)
MDC07	整形外科	整形外科・麻酔科	リウマチ科・免疫科・ リハビリテーション科・整形外科
MDC08	皮膚科	皮膚科	皮膚科
MDC09	乳腺外科	乳腺外科	乳腺外科
MDC10	脳外科	脳外科	内分泌内科
MDC11	泌尿器科	泌尿器科	泌尿器科・腎臓内科
MDC12	産科・婦人科	産科・婦人科	産科・婦人科
MDC13	血液内科	血液内科	血液内科
MDC14	小児外科	小児外科	小児科・産科
MDC15	小児科	小児外科	小児科
MDC16	_	形成外科・整形外科・皮膚科・救急科	皮膚科・救急科
MDC17	精神科	精神科	精神科
MDC18	内科・外科	外科	内科

